

令和 8 年 4 月吉日

お客様 各位

セノー株式会社

## 標準使用期間を超過した製品の修理対応終了のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、弊社製品の標準使用期間を超過した製品の修理対応について、下記の通りご案内申し上げます。

### ■ 標準耐用年数について

点検の必要性が高く、誤使用の危険性を含んでいるスポーツ器具に関して、公益財団法人日本スポーツ施設協会施設用器具部会が製品ごとに標準耐用年数を設定しています。

標準耐用年数とは、購入時の器具の品質が保てなくなり、各部分の劣化が始まり、器具に起因する事故・故障の確率が前年度に比べて 1.5 倍になると想定される年数と定義しています。

### ■ 標準使用期間について

上記の標準耐用年数を過ぎた場合でも、専門業者による保守点検や修理等を行なうことで製品は継続してご利用頂くことができます。

しかしながら弊社では、製品の安全なご使用を最優先に考え、製品ごとに標準使用期間を設定しております。標準使用期間とは、専門業者による保守点検や修理等を実施することで、使用可能と判断する年数を指します。

継続使用によりお客様の安全に影響が及ぶことを未然に防ぐための重要な指針となります。

### ■ 標準使用期間を超過した製品の修理等について

専門業者による保守点検や修理等を実施いただいているお客様におきましても、標準使用期間を超過した製品につきましては、製品の構造上確認が困難な事象や修理箇所以外の劣化や破損による事故の危険性を完全に取り除くことができないため、修理等の瑕疵担保及び保証等は行っておりません。

そのため、標準使用期間を超過した製品の修理に関しては、安全上の理由から修理終了とさせていただきます。

お客様に安心して製品をご利用いただくためにも、標準使用期間内での計画的な買替えをご検討いただくことを強くお願いいたします。

---

※標準使用期間を超過した製品の修理終了の運用開始日：2027 年 4 月 1 日

\* 2027 年 3 月 31 日まで、対象製品の修理を受け付けさせていただきます。

\* 部品が調達できない状況が発生した際は、修理不可となります。

※ご不明点がございましたら、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

(弊社 HP お問い合わせ先：QR コード)

